

公立大学法人京都市立芸術大学 サバティカル研修に関する規程

(平成28年4月20日理事長決定)

(平成29年9月25日 一部改正)

(令和元年11月19日 一部改正)

(令和2年3月25日 一部改正)

(目的)

第1条 本学教員の教育研究能力の向上を図るとともに、本学における教育研究の発展に資することを目的として、研究以外の授業、論文指導、その他管理運営等の職務を一定期間免除したうえで、教員が従事する研究・研修（以下「サバティカル研修」という。）に関し必要な事項を定める。

(研修資格)

第2条 サバティカル研修に従事することができる者は、本学の専任教員で、申請時点において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教員として6年以上継続して勤務した者で、サバティカル研修に従事したことがない者。（公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程に基づく者を除く。）

(2) サバティカル研修又は1箇月を超える在外研修に従事したことがある者で、直近のサバティカル研修又は1箇月を超える在外研修に従事した期間から6年以上継続して勤務した者。

2 前項の規定にかかわらず、研修を開始しようとする日の前年度末において60歳以上の者は、原則としてサバティカル研修を行うことができないものとする。

(研修期間)

第3条 サバティカル研修に従事することができる期間（以下「研修期間」という。）は、1箇月以上1年以内の期間で学長が定めた期間とする。

2 研修期間の始期及び終期は、学期区分を考慮するものとする。ただし、教育に支障がなく、合理的理由があると認められる場合は、他の月を始期又は終期とすることができる。

(申請手続)

第4条 サバティカル研修に従事しようとする者は、原則としてサバティカル研修に従事しようとする期間の始期が属する年度の前年度の9月末日までに学長に対してサバティカル研修計画書（研修期間、研修先機関等、研究課題、研究計画の概要、旅費（研究助成団体等による支弁の有無、有の場合その名称、金額）、その他研修の準備状況を示す参考となる事項を明記する。）をもって申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請を受けたときは、研修期間における代替・支援措置、教育研究・管理運営上の支障の程度を勘案のうえ、研修期間、代替・支援措置その他の必要な事項を学長が定めた手続きに基づき決定し、原則として研修期間の前年度に許可するものとする。
- 3 学長は、前項の規定に基づく許可をした後、研修期間における代替・支援措置、教育研究・管理運営に著しい支障の発生が認められる場合、許可を与えた教員の承諾のもと、当該許可の取消し又は研修期間の変更をすることができる。
この場合、当該教員に係る第2条第1項各号の規定の適用については学長が決定する。

（研修期間中の身分）

第5条 研修期間中は、本学の教員としての身分を有する。

- 2 研修期間中であっても、信用失墜行為の禁止、倫理の保持その他の服務規律を遵守しなければならない。

（研修期間中の給与）

第6条 研修期間中は、給料及び諸手当（支給要件を欠くこととなる手当を除く。）を支給する。ただし、国等の補助を受ける場合で人件費に相当する費用が支出される場合、又は給与を支給しないことが条件となっている場合は減額又は不支給とする。

（代替教員の措置）

第7条 第4条第2項により、サバティカル研修を許可された者については、研修期間中の担当授業等について、必要に応じ、予算の範囲内で非常勤講師を新たに委嘱することができるものとする。

（研修期間中の兼業）

第8条 研修期間中の兼業は、サバティカル研修の趣旨を考慮し、原則として許可しないものとする。ただし、当該兼業が継続中であるもの又は特段の事情があると認める場合は、公立大学法人京都市立芸術大学の兼業規定に定める承認を経て、兼業に従事することができる。

（辞退及び期間変更の許可）

- 第9条 第4条第2項の許可を受けた者は、止むを得ない特段の事情が生じ、サバティカル研修の辞退又は期間の変更をしようとする場合、理由を記した文書により学長に届け出なければならない。
- 2 学長は、前項の届出があったときは、当該理由を審査し、止むを得ないと認めた場

合、研修の辞退又は研修期間の変更を許可する。

この場合、当該教員に係る第2条第1項各号の規定の適用については学長が決定する。

(研修報告)

第10条 サバティカル研修を終えた者は、当該研修の終了後原則として90日以内に、研修活動報告書により学長に対して報告するものとする。

2 学長への報告完了後、すみやかに所属する教授会又は運営委員会において報告するものとする。

(研修成果の公表)

第11条 サバティカル研修を終えた者は、研修成果を公表し、本学の研究教育の発展に努めなければならない。

2 研修成果の公表は、本学のホームページ、報告書の発行、紀要への掲載、展覧会・演奏会の開催、CD・DVDの作成等の方法によるものとし、サバティカル研修の研修成果であることを明らかにしなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度及び平成29年度中にサバティカル研修に従事しようとする者の申請については、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度中にサバティカル研修に従事しようとする者の申請については、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に学長から研修期間を変更されたサバティカル研修については、第2条第1項各号に規定するサバティカル研修には該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の公立大学法人京都市立芸術大学サバティカル研修に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に許可されたサバティカル研修について適用し、同日前に許可されたサバティカル研修については、なお従前の例による。